

様式例 12 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成28年7月26日

評価者：川崎市指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	大師公園
指定期間	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日
業務の概要	公園管理運営に関する業務（樹木等の維持管理、公園施設の維持管理、清掃、巡視・点検など） 潘秀園管理運営に関する業務（樹木等の維持管理、清掃・池清掃、開園・閉園、巡視・点検など） 有料施設管理運営に関する業務（有料施設の維持管理、施設利用者の受付等）
指定管理者	名称：公益財団法人川崎市公園緑地協会 代表者：理事長 大谷 雄二 篠田 隆志（平成28年6月9日まで） 碓 親二（平成25年6月6日まで） 住所：川崎市中原区等々力3番12号 電話：044-711-3257
所管課	川崎市役所道路公園センター管理課（内線：71500）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>1 施設利用者へのサービスの提供について</p> <p>年間100回程度実施されている潘秀園での撮影会の為の更衣室を新たに設置し、施設の損傷などに対しては、迅速に修理を行うなどのきめ細やかな対応により、施設利用者へのサービス向上が図られた。</p> <p>2 地域魅力の向上に向けた取組について</p> <p>ボランティアによる園内清掃や地元小学校・町内会等市民との協働による花壇草花の植替え、近隣町内会長との連絡協議会等、市民参加による公園づくりを推進することにより、地域魅力の向上に貢献された。</p>
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<p>1 事業目的</p> <p>市民が本施設に集い、交流を深める機会を提供するとともに、施設や地域の活性化を図ることを目的としている。</p> <p>2 達成状況</p> <p>(1) 愛犬マナー講習会について</p> <p>公園を利用する犬の飼い主のマナー向上を目的として、専門家を講師に招き、散歩のマナーやコミュニケーションの取り方などについて講習会を開催し、マナー向上が図られた。</p> <p>(2) 青空園芸教室について</p> <p>専門技術者による家庭での園芸教室や園芸相談を実施し、市民の園芸への興味を喚起し、緑化推進を図るとともに、同じ趣味を持つ方々へのコミュニケーションの場が提供されていた。</p> <p>(3) 花壇づくりについて</p> <p>地元町内会や小学校と協働で花壇づくりを行い、公園環境の向上や地域とのコミュニケーションが図られた。</p>

3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>平成25年9月に公園整備の作業中に職員による労災事故が発生しました。原因は、安全衛生管理や安全作業マニュアルの不徹底によるものでした。事故後は、労働基準監督署の指導を受け、安全作業マニュアルの再検討やコンプライアンスの再確認等、職員への徹底を図り再発防止に取り組まれていた。</p> <p>公園施設については、利用者等の事故を防止するため、毎日定期巡回を実施し、施設の破損等を発見した場合には、即時に応急処置・補修を行い安全の確保に努められていた。</p>
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<p>指定管理者は、毎月、所管課と施設の管理状況についての報告を行い、事業目的を達成するための施設運営に取り組まれていた。また、利用者アンケートを実施し、利用者の要望に対しては迅速に対応しているが、利用者ニーズの把握を更に充実させるために、アンケート数が増加するよう収集方法についての一層の工夫と努力が望まれる。</p>
5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	非該当

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>所管課は、指定管理者からの事業報告書（月次、四半期、年間）を精査し、報告に基づく管理運営状況の確認を行い、必要に応じて業務改善や効率化の指示を適切に行った。</p> <p>また、定期的なモニタリングを実施し、施設の維持管理状況を把握・確認した。</p>
2	制度活用による効果があったか。	<p>指定管理者制度導入により、公園管理に精通した専門的な職員が配置され、良好な施設運営、事業実施を実現しており、制度活用の効果があったことが明らかである。</p> <p>また、導入前、導入後第1期、第2期、第3期と経費も縮減している。</p> <p>指定管理者制度導入前 (平成17年度) 39,778,000円</p> <p>指定管理者制度導入後 (第1期3カ年平均: 39,000,000円) (第2期3カ年平均: 38,745,016円)</p> <p>平成24年度 37,400,000円 平成25年度 37,400,000円 平成26年度 38,468,571円 平成27年度 38,468,571円 平成28年度 38,468,571円 (第3期5カ年平均: 38,041,142円)</p>
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>大師公園内の多くの施設は老朽化しており、指定管理者による修繕費の範囲での対応も多くなってきているため、計画的に修繕を行っていく必要がある。</p>
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<p>施設利用者を対象にアンケートを行っているが、概ね良好との意見が多い。指定管理者が常駐することで、利用者の安全、安心への取り組みはきめ細やかに実施され、市民サービスは向上しており、施設の維持管理も適切に行われていることから、引き続き指定管理者制度の活用が適当であると考ええる。</p>

4. 今後の事業運営方針について

大師公園は、昭和16年3月に都市計画決定され、野球場・テニスコート・少年野球場などの運動施設や、瀋秀園等の修景施設を備えた大師地区を代表する公園である。これらの施設は、土・日・祝日の利用者が多く、かねてから業務委託により管理運営を行ってきた経過がある。

平成18年4月からは、指定管理者制度を導入したことにより、施設の特性を活かした運営がなされ市民に好評を得ているとともに、維持管理作業においては、本市の維持管理水準を上回る作業を実施するほか、地元の要望等に対しても、指定管理者の柔軟できめ細やかな対応がとられている。

今後については、民間活力を最大限生かし、瀋秀園などの特色ある公園施設を有効に活用したイベントに取り組むことや多くの参拝者が訪れる川崎大師と連携した催しを開催するなどの自主事業をより一層充実させることにより、魅力ある公園づくりを実現していく必要があるとともに、日常的に多くの利用者が訪れる公園として、地域の見守りという観点から、一定の役割を担うことについて、新たに提案させることも重要である。

こうしたことから、大師公園については、今後も現在の指定管理者制度を継続して導入することが妥当である。